

**工事未経験者を対象とした現場入場のための
事前準備マニュアル（素案：第2版）**

～ 専門工事会社の新入技能者やインターンシップの
建設現場への円滑な受入れのために ～

財団法人 建設業振興基金
（国土交通省委託調査）

はじめに

専門工事会社の新人技能者や工業高校・大学の生徒・学生等工事未経験者を対象とした建設現場での教育やインターンシップは、優れた人材の育成、高い職業意識の育成、学習意欲の喚起、建設業に対する理解の促進等において重要なことである。

従来より、総合建設会社は、このような建設現場での教育やインターンシップの意義や重要性を踏まえ、工事未経験者の建設現場への受入れについて積極的に協力してきた。しかし、最近の厳しい経営環境のなか、建設会社では現場の人員削減や経費節減が求められており、また、未経験者の安全意識の低下により安全確保が懸念されることなどから、未経験者の建設現場への受入れが進まない状況が一部でみられるようになっている。

本マニュアルは、このような状況に対して、専門工事会社の新人技能者や工業高校・大学等のインターンシップの生徒・学生等の工事未経験者が、建設現場へ円滑に受入れられ、安全かつ効果的に教育が行われるように、総合建設会社、専門工事会社及び工業高校・大学等の学校を対象に、必要と考えられる取組について述べたものである。

マニュアルの構成は、第 部として「専門工事会社等の新人技能者の建設現場への円滑な入場」のための取組方法として、専門工事会社と総合建設会社(元請)それぞれにおける主な取組及び留意すべき内容について具体的に述べる。

次に、第 部として「インターンシップ実習生の建設現場への円滑な入場」のための取組方法として、学校と建設会社それぞれにおける主な取組及び留意すべき内容について具体的に述べる。

本マニュアルは、財団法人建設業振興基金が国土交通省(窓口:労働資材対策室)の委託を受けて作成したものである。工事未経験者の建設現場入場のための事前準備に活用され、円滑な受入れに役立つことを期待するものである。

平成 16 年 8 月

財団法人 建設業振興基金

今後、このマニュアル(素案)の内容をより一層充実させていくためには、未経験者の建設現場への受入れに関する調査を積み重ねていくとともに、このマニュアル(素案)に対する様々な意見・要望を参考にしていくことが必要と考えています。

このため、未経験者を建設現場へ受入れられ、その概要をご紹介頂ける方、あるいはこのマニュアル(素案)をお読みになりご意見・ご要望をお持ちの方は、お手数ですが、(財)建設業振興基金までそれらの内容を是非お寄せ下さい。連絡先は以下のとおりです。

(財)建設業振興基金 構造改善センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目2番12号

虎ノ門4丁目MTビル2号館

TEL:03-5473-4572 FAX:03-5473-4580

E-mail: kaizen02@kensetsu-kikin.or.jp

目次

はじめに

第 部 「専門工事会社等の新入技能者の建設現場への円滑な入場」の ための取組方法.....	1
1. 新入技能者の建設現場入場に必要な主な取組.....	1
1-1 専門工事会社における送出しのための主な取組.....	2
1-2 総合建設会社における受入れのための主な取組.....	3
2. 新入技能者の建設現場入場について留意すべき内容.....	4
2-1 専門工事会社が送出しについて留意すべき内容.....	4
2-1-1 事前教育の実施.....	5
2-1-2 送出しの事前準備.....	9
2-1-3 現場教育の実施.....	12
2-2 総合建設会社が受入れについて留意すべき内容.....	16
2-2-1 受入れに関する検討・指示.....	17
2-2-2 現場教育に際する指示.....	19
第 部 「インターンシップ実習生の建設現場への円滑な入場」のための 取組方法.....	21
1. インターンシップ実習生の建設現場入場に関する主な取組.....	21
1-1 学校における派遣のための主な取組.....	22
1-2 建設会社における受入れのための主な取組.....	23

2. インターンシップ実習生の建設現場入場について留意すべき内容	25
2-1 学校(工業高校、大学等)が派遣について留意すべき内容	25
2-1-1 受入先の確保	26
2-1-2 実習の事前準備	38
2-1-3 実習状況の確認・対応	41
2-2 建設会社が受入れについて留意すべき内容.....	43
2-2-1 受入れの検討・調整	44
2-2-2 受入れの準備	55
2-2-3 実習の指導	56

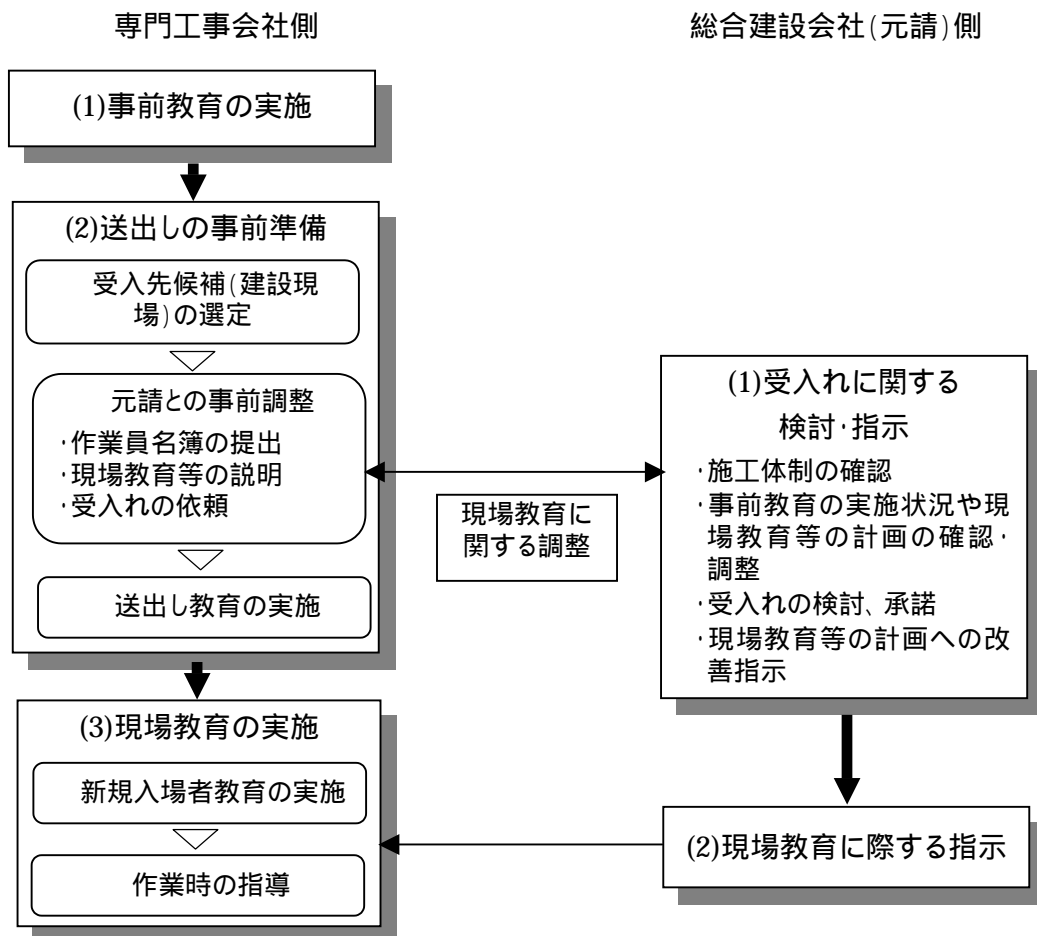
第 部 「専門工事会社等の新入技能者の建設現場への円滑な入場」のための取組方法

1. 新入技能者の建設現場入場に必要な主な取組

新入技能者¹⁾に対する現場での教育は人材育成の上で大変重要なことである。総合建設会社(元請)では、従来、新入技能者の現場入場について、現場での教育の重要性を考慮して協力してきた。しかし、最近、建設現場では、新入技能者の安全意識が低く基本的技能を持たないことや、被災するケースが多いため、現場に入場する前の事前準備が十分行われないこともあって、建設現場では、新入技能者の入場が難しくなっている状況が少なからずみられる。

そこで、新入技能者が今後とも建設現場に円滑に入場でき現場教育が安全に行われるようにするためには、専門工事会社および総合建設会社(元請)が、それぞれ次の取組を行うことが必要であると考えられる(図-1)。

図-1 新入技能者の建設現場入場に関する取組のフロー



¹⁾ 本マニュアルでの「新入技能者」とは、専門工事会社やその会社の配下の下請会社やいわゆる一人親方に属する技能者で、これまでに建設現場での勤務経験がない者をいう。

1-1 専門工事会社における送出しのための主な取組

まず何よりも先に、現場教育は「安全第一」で行うべきことに留意しなければならない。
現場所長の強い願いでもある。 [内容 p.4]

その上で、専門工事会社において、新入技能者を元請の建設現場へ円滑に送出し、
現場教育を安全かつ効果的に行えるようにするため、次の取組を行うことが必要である。

(1) 事前教育の実施

事前に、新入技能者の安全意識を高め、基本的な技能を修得させることを目的に、安全について及び基本的な技能と不可欠な専門的知識について指導する。事前教育を行わずいきなり現場に送出すと、被災することが懸念される。 [内容 p.5]

(2) 送出しの事前準備

新入技能者を現場に円滑に入場させるための事前準備として、次のことを行う。

受入先候補(建設現場)の選定

受入先候補の工事状況や指導体制踏まえ、適切な受入先(建設現場)の候補を選定する。厳しい工期の現場や多数の工種の作業が錯綜している工事現場への入場は避けることが望ましい。 [内容 p.9]

元請との事前調整

新入技能者を含む作業員の名簿を元請に提出するとともに、現場教育の計画等について説明し、新入技能者の受入れについて元請に依頼し、調整する。

[内容 p.10]

送出し教育の実施

新入技能者を含む技能者全員を対象に、当該現場の工事概要や元請の注意事項、作業内容、指揮系統、現場のルール等について指導する。送出し教育が十分行われないために、被災するケースが多い。 [内容 p.11]

(3) 現場教育の実施

新規入場者教育の実施

当該現場の工事概要と作業所の方針、現場内の危険箇所と立入禁止区域、担当作業の内容と安全対策、作業所の規律と安全心得、作業所の安全衛生行事と実施要領、避難に関する事項等について指導する。 [内容 p.12]

作業時の指導

指導担当者(職長、作業主任者等)が、作業内容・手順や必要な専門知識、安全上の注意事項等について、安全確保に十分留意して、簡単な作業をさせながら、指導する。事前教育や送出し教育、新規入場者教育では、まだ安全意識や基本的技能が十分身につけていないことを考慮して指導する。安全に十分留意して指導しないと、被災する機会が多い。 [内容 p.14]

1-2 総合建設会社における受入れのための主な取組

総合建設会社(元請)としても、専門工事会社から申し出られた新入技能者の受入れについては、その意義や重要性を考慮し、できるだけ協力することが望ましい。

新入技能者の現場教育に当たっては、まず「安全第一」で行うよう監督・指示することが必要である。 [内容 p.16]

元請においては、専門工事会社の新入技能者を受入れる際に、次の取組を行うことが必要である。

(1) 受入れに関する検討・指示

元請は、専門工事会社から提出される作業員名簿に基づき、施工体制を確認する。さらに、事前教育の実施状況、送出し教育や現場教育の計画及び工事状況を踏まえて、新入技能者の安全や教育効果について確認・検討し、その結果に基づき新入技能者の現場受入れについてその可否を判断する。

また、送出し教育や現場教育の計画内容について懸念される事項がある場合には、あらかじめ改善等の指示を出すことが必要である。 [内容 p.17]

(2) 現場教育に際する指示

専門工事会社の新規入場者教育に対しては、元請は必要な資料・情報や教育の場を提供するとともに、的確な教育を行うように指示する。専門工事会社だけで実施できない場合は、協力して教育を行う。

新入技能者に対する作業時の教育については、新入技能者の作業・行動について随時注意喚起及び指示をし、元請自らも確認するとともに、安全上懸念される場合には、直ちに指導担当者に対して改善等の適切な対応を行うように指示する。

[内容 p.19]

2. 新入技能者の建設現場入場について留意すべき内容

2-1 専門工事会社が生出しについて留意すべき内容

ポイント

・現場教育は、「安全第一」で行うこと。

受入側の総合建設会社(元請)の現場所長は、新入技能者が被災することが多いため、新入技能者の現場教育を行う際には、少なくとも「安全第一に行ってほしい」、「安全だけは確保してほしい」と強く望んでいる

現場所長からの一言

- ・ベテランの人であっても新しい現場に配置された場合、2週間以内で被災する例が多い。ましてや、初めて現場の業務に従事する人は、被災する確率が非常に高い。安全だけは、十分注意してやってもらいたい。
- ・初めて現場に従事する人は、安全第一で、高所作業や危険な場所での作業は絶対やらせるわけにはいかない。最初は、補助的な簡単な作業をさせ、少しずつ現場の雰囲気にならすことが必要である。
- ・未経験者を受入れる際には、安全確保のため、必ず職長に付けることを最低限の条件として提示している。
- ・現場の状況に合わせて、限定された作業に従事するように、職長に注文を出すことがある。
- ・一部の業種には、業界団体の訓練所で、新入技能者に、基本的な作業や安全面に関する講習を受講させ、その後、現場での指導、教育を行っている。このような教育方法をもっと採用したほうがいい。

2-1-1 事前教育の実施

ポイント

1. 安全意識を高め、基本的技能を修得させるため、現場の業務や基本的な技能・知識に関する指導、および安全衛生教育を行うことが重要。
2. 自社で行うことが難しい場合は、外部の教育訓練施設の活用を検討する。

専門工事会社の中には、新入技能者に対して、基本的な技能や安全についてほとんど教えることもなく、入社後直ちに現場に連れて行き、補助的な作業をさせながら、教育しているところが少なくない。

しかし、そのような新入技能者は、安全意識が低く基本的な技能さえないため、被災するケースが多い。そのため、総合建設会社(元請)は、現場での教育の前に基本的な事項を教育することが必要であると強く指摘している。

そこで、新入技能者については、安全意識を高め、基本的な技能を修得させるため、専門工事会社が現場教育の前に、事前教育を行うべきである。

(1) 事前教育の内容

a) 事前教育では、作業の内容や手順、安全衛生、現場のルール等に関する事項について指導することが必要である。具体的項目として、例えば、次のようなことが考えられる。

- ・作業の基本的な内容や手順の指導
- ・基本的な技能や専門的知識の指導
- ・安全衛生教育
- ・現場のルールの指導
- ・作業の実習
- ・現場見学

<ワンポイント アドバイス>

新入技能者は、現場に行き直ぐに危険な作業をさせられることはないものの、熟練者から見ると常識で判断できるような初歩的な作業内容の中でケガをする場合が少なくない。このような作業では「見よう見真似」で作業をさせる場合が多いが、正しい作業手順を理解しないまま間違った手順を覚えてしまうと危ない。事前教育において正しい作業手順を指導し身に付けさせることにより、ケガを防止できる。

- b) 雇入れ時には、労働安全衛生規則 35 条に記載されている下記の事項について教えないといけないことになっている。この内容を踏まえて、事前教育を行うことが必要である。

新規採用者を対象とした安全衛生教育の内容

(労働安全衛生規則 35 条)

機械設備、原材料などの危険性または有害性およびこれらの取扱方法に関すること。
安全装置、有害物資抑制装置または保護具の性能およびこれらの取扱方法に関すること。
作業手順に関すること。
作業開始時の点検に関すること。
当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因および予防に関すること。
整理整頓および清潔の保持に関すること。
事故時における応急措置及び退避に関すること。
前各号のほか、当該業務に関する安全または衛生のために必要な事項。

- c) 安全衛生等の基本的な留意事項について、例えば次のように整理して指導すると、新入技能者が理解し易い。

建設現場において新入技能者が留意すべき安全衛生事項(例)

毎朝、現場に入ったら、元気よく挨拶すること。
作業服、ヘルメット、安全靴、安全帯をきちんと着用すること。
新規入場者教育を受けること。
現場の基本的なルールを守ること。(安全通路を通行する、危険箇所付近に近寄らない、重機に近寄らない、作業手順を守る等)
安全施工サイクルを守ること。(安全朝礼、安全ミーティング、作業開始前点検、作業中の点検、安全工程打合せ、持ち場後片付け、終業時の確認等)
現場の主要設備の場所や危険箇所を覚えること。
足場の乗降には、必ず階段を使うこと。
開口部や足場の手すりのプレスは勝手にはずさないこと。
脚立や立ち馬には、両手に物を持って登らないこと。
設備の不備がある場合は作業せず、職長に連絡すること。
危ない行動はお互いに注意し合うこと。
整理整頓は安全の要であり、常に整理整頓に心がけること。
自分の安全は自分自身で守ること。

d) 専門工事会社の事前教育の一例を挙げると次のとおりである。

ある型枠工事業者では、入社後 1 週間は本社で基礎的な研修を行い、2 週間目には自社の加工工場で実習を行った後、現場に配属し、指導・教育を実施している。

新入技能者教育計画	
(平成〇〇年度)	
1. 日程及び教育内容	
入社時	
4月 1日 ~ 4日	一般常識・安全教育
4月 5日 ~ 6日	休日
4月 7日 ~ 11日	加工場にて作業実習
4月12日 ~ 13日	休日
4月14日 ~	作業所配属
定期教育(毎月原則1日、15日の2回実施)	
4月 ~ 7月	安全教育 施工図の見方
8月 ~ 12月	安全教育 積算方法
1月 ~ 3月	安全教育 積算方法
	現場作業の復習
	次年度への教育課題の提出
2. 教育対象者	
今年度新入技能者	3名

(2) 外部の教育訓練施設の活用

専門工事会社が自社では事前教育の実施が難しい場合、外部の教育訓練施設の活用も考えられる。

- a) 例えば、「富士教育訓練センター」(職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会;静岡県富士市)では、資格取得の講座や基礎的な事項の講座などを開催している。

富士教育訓練センターの訓練コース(例)

コース	概要		定員	期間	修了・特典等
各種研修コース	初級 ～ 上級	新入技能者研修から企業経営トップセミナーまで、あらゆる形態の宿泊研修に対応	5名以上 /回		
土木施工管理基礎	初心者	将来の現場管理者を育成するため土木工事の概論、図面の見方、積算、施工計画、測量、建設機械及び、安全管理等について基本的な技術、技能を修得させる。	20名/ 回	2ヶ月	*車両系建設機械 *小型移動式クレーン *玉掛け 低圧電気取扱
建築施工管理基礎		将来の現場管理者を育成するため建築工事の概論、設計図、積算、施工計画、測量、仮設工事、躯体工事及び安全管理について基本的な技術、技能を修得させる。	10名/ 回	2ヶ月	*小型移動式クレーン *玉掛け 低圧電気取扱
構造物施工管理基礎		将来の土木構造物現場管理者を育成するため、施工管理・図面の見方・鉄筋・型枠・コンクリート・仮設等について基礎的な技術を修得する。	10名/ 回	1ヶ月	*小型移動式クレーン *玉掛け

『注』*...技能講習 ...特別教育

住所: 〒418-0101 静岡県富士宮市根原 492-8
TEL 0544-52-0968 FAX 0544-52-1336
URL : <http://www.fuji-kkc.ac.jp>

- b) この他の教育訓練施設の研修コースの内容については、(財)建設業振興基金のホームページ「ヨイケンセツ ドットコム」の中に「建設技能教育訓練施設データベース」があり、16年度分も更新されているので検索することができる。
(URL: <http://www.yoi-kensetsu.com/skillededucation/>)

2-1-2 送出しの事前準備

(1) 受入先候補(建設現場)の選定

ポイント

- ・ 工事状況（工事内容、工程・工期）や、自社の施工体制・指導體制を考慮して、適切な受入れ先候補（建設現場）を選定すること。

新入技能者の現場教育の重要性が十分認識されている会社や現場であっても、厳しい工期の現場や多工種の作業が錯綜しているような工事現場では、安全上の問題や作業効率の低下の懸念から、新入技能者の受入れが難しいことは当然と言わざるを得ず、このことに留意が必要である。

そこで、受入れを円滑に行うためには、次のような事項について検討を行い、適切な受入先候補(建設現場)を選定することが必要である。

a) 受入先候補の工事状況について

工事内容、工程・工期が、新入技能者の現場教育にとって適当かどうか。すなわち、

- ・ 工事内容が新入技能者には危険すぎることはないか。
- ・ 当該職種に難しい技能が要求されている工事ではないか。
- ・ 多工種の作業が錯綜していて、新入技能者を入れる工種の滞りが多数の工種に大きな影響を与えてしまうことはないか。
- ・ 工程が新入技能者の受入れに困難な段階ではないか。
- ・ 突貫工事や遅れ気味で竣工間近の工事など、工期に余裕がなく、若干でも遅れが生じると深刻な状況にならないか。

など。

b) 自社の施工体制・指導體制

- ・ 新入技能者を配置した場合でも、適切な施工体制を組むことができるかどうか。
- ・ 適切な指導担当者が配置されている、または配置できるかどうか。

新入技能者の現場教育に適当とはいえない場合には、他の現場を検討するか、入場時期を変更するなど、対応を元請と調整することが必要である。

(2) 元請との事前調整

ポイント

- ・元請に対して、専門工事会社は、事前教育や送出し教育で安全衛生等基本的事項について指導しており、かつ、現場教育での作業内容、指導体制、安全対策について説明し、新入技能者の受入れについて協力を依頼することが必要。

専門工事会社は、現場教育の前に、現場の元請に対して、新入技能者を含む作業員名簿を提出してはいるが、特に新入技能者の現場教育について具体的なことを連絡、相談している場合はむしろ少ないのが現状ではないかとみられる。

しかし、新入技能者が被災するケースが多いことから、現場教育における安全確保のためには、派遣する専門工事会社のみならず、元請や他の専門工事会社が協力して、新入技能者の不安全行動に注意することが望まれる。

したがって、事前に、現場の元請に対して以下の事項を十分説明し、新入技能者の受入れについて依頼し、必要な調整を行い、承諾を得て行うべきと考える。

- ・事前教育において指導した内容
- ・送出し教育において指導する内容
- ・現場教育における作業内容、指導体制・期間、安全対策等

(3) 送出し教育の実施

ポイント

- ・当該工事の概要や元請の注意事項、自社の作業内容・手順、指揮系統、現場のルール、安全上の注意事項等について指導を徹底すること。

従来から、専門工事会社側の送出し教育の重要性が指摘されているが、十分行われていない場合が少なくない。そのため、新入技能者を含む新規入場者が被災するケースが多い。

したがって、安全かつ効果的な現場教育を行うために、送出し教育に関連して、次のことを行う必要がある。

- a) 工事概要や現場のルール等、送出し教育に必要な情報を、事前に元請から入手し、それらについて確認する。
- b) 送出し教育では、新入技能者をはじめ技能者全員を対象として、以下の事項について指導する。
 - ・当該現場の工事概要や工程表
 - ・元請の注意事項
 - ・作業内容・手順
 - ・施工体制、指揮系統
 - ・入場時間・場所、通勤・搬出入の方法
 - ・現場のルール(車両の通行、朝礼時間、作業時間等)
 - ・安全上の留意事項
- c) 特に、新入技能者については、現場や作業に関する基本的知識が乏しいことを十分踏まえ、具体的かつわかりやすく説明することが重要である。

<ワンポイント アドバイス>

新入技能者をはじめ新規入場者が入場直後に被災することが多い原因の一つとして、職長が想像している以上に、新規入場者の安全意識が乏しく、技能も未熟なため、不安全な作業や行動をすることが挙げられる。

2-1-3 現場教育の実施

(1) 新規入場者教育の実施

新規入場者教育は専門工事会社が実施主体となり、元請から必要な資料・情報や教育の場所の提供を受け、専門工事会社だけで実施できない場合には元請の協力を受けて実施されるべきである。

a) 新規入場者教育の内容

新規入場者教育の内容としては、例えば、次のような項目が挙げられる。

工事の概要

例えば、工事名称、発注者、工期、建設物の概要、立地条件、工法、現場の特殊性等。

作業所の方針

例えば、安全衛生管理方針、全工期安全目標、重点実施項目等。

現場内の危険箇所と立入禁止区域

例えば、危険箇所については作業床の端や開口部等、立入禁止区域については重機の作業半径内等。

担当する作業内容と安全対策

例えば、作業手順、保護具の使い方、作用機材の使用方法、安全指示事項等。

作業所の規律

例えば、安全管理の進め方とルール、業務に関連して発生する疾病の原因と予防管理、整頓と清潔の保持、事故等の際の応急措置と退避等。

作業所の安全衛生管理体制と作業所の組織・機構

例えば、安全衛生責任者、管理者、担当者、及び職長、作業指揮者、作業主任者等。

作業所の安全衛生行事

例えば、毎日行う体操・朝礼、安全ミーティング、KYK、始業前点検、安全パトロール、安全工程打合せ、毎週行う週間一斉片付け、毎月行う安全衛生協議会等。

避難の方法

例えば、救護責任者の指示に従って避難することや避難通路の位置等

- b) 「元方事業者による建設現場安全管理指針」(労働省、平成 7 年 4 月)では、新規入場者教育について元方事業者および関係請負人がそれぞれ実施することが望ましい事項として、次のことが挙げられている。これらを踏まえて、元請および専門工事会社は、新規入場者教育に取り組むことが必要である。

新規入場者教育について元方事業者および関係請負人が実施することが望ましい事項
(「元方事業者による建設現場安全管理指針」(労働省、平成 7 年 4 月))

元方事業者が実施する事項

元方事業者は、関係請負人に対し、その労働者のうち、新たに作業を行うこととなった者に対する新規入場者教育の適切な実施に必要な場所、資料の提供等の援助を行うとともに、当該教育の実施状況について報告させ、これを把握しておくこと。

関係請負人が実施する新規入場者教育について

関係請負人は、その雇用する労働者が建設現場で新たに作業に従事することとなった場合には、当該作業従事前当該建設現場の特性を踏まえて、次の事項を職長等から周知するとともに、元方事業者にその結果を報告すること。

- ・元方事業者及び関係請負人の労働者が混在して作業を行う場所の状況
- ・労働者に危険を生ずる箇所(危険有害箇所と立入禁止区域)
- ・混在作業場所において行われる作業相互の関係
- ・避難の方法
- ・指揮命令系統
- ・担当する作業内容と労働災害防止対策
- ・安全衛生に関する規程
- ・建設現場の安全衛生管理の基本方針、目標、その他基本的な労働災害防止対策を定めた計画

(2) 作業時の指導

ポイント

1. 危険な作業は絶対に避け、簡単な作業をさせながら指導すること。
2. 作業着手前に、正しい作業手順やその作業に係る安全上の留意点を指導すること。
3. 作業中は、作業や行動を監督し必要な指示を与え、不安全行動については直ちに是正させること。

新入技能者に対しては事前教育や送出し教育、新規入場者教育において作業手順や安全について指導しているはずではあるが、十分理解していないことがどうしても多いことから、新入技能者が被災するケースが多い。そのため、作業時の指導について、指導担当者(職長、作業主任者等)は、このような状況を踏まえ、安全確保に十分留意して、次のことを行うことが必要である。

- a) 新入技能者に、危険な作業、高所作業、高度な技能を必要とする作業をさせることは絶対に避け、補助的な簡単な作業をさせながら、徐々に指導する。
- b) 毎日の安全施工サイクルのなかで、作業着手前に、次のことについて指導する。
 - ・作業服、ヘルメット、安全靴、安全帯の正しい着用など安全の心得
 - ・作業の進行予定、作業内容
 - ・使用材料・工具・器具
 - ・作業場所
 - ・正しい作業の手順
 - ・作業上の安全上の留意事項
- c) 作業中の指導では、次のことに留意する。
 - ・作業員の作業を常に監督し必要な指示を行う。
 - ・作業員の不安全行動を発見した時には、直ちに是正させる。
 - ・作業の正しい手順や工具の適切な使い方ができているかチェックし、指導する。
 - ・整理整頓を徹底する。
- d) 作業終了時の指導では、次のことに留意する。
 - ・当日の作業について自ら反省を行うよう指示する。
 - ・発見した作業手順や安全上の問題について改善するように指示する。

また、新入技能者の作業・行動等に関して元請から指示があった場合には、現場の安全に関わることを十分に認識し、適切かつ迅速に対応することが必要である。

専門工事会社における送出しのためのチェックリスト

チェック項目	確認欄
<p>(1) 事前教育の実施</p> <p>(1)-1 作業内容・手順や安全、現場のルール等の基本的事項について事前に教育したか。</p> <p>(1)-2 事前教育の一部として、外部の教育訓練施設の活用必要性を検討したか。</p>	
<p>(2) 送出しの事前準備</p> <p>受入先候補(建設現場)の選定</p> <p>-1 受入先候補の工事状況、施工体制、指導体制等を考慮して、受入先候補(建設現場)を選定したか。</p> <p>元請との事前調整</p> <p>-1 新入技能者を含む作業員の名簿を提出するとともに、新入技能者の受入について依頼したか。</p> <p>-2 元請に事前教育の実施状況や、送出し教育の内容、現場教育での作業内容、指導体制、安全対策について説明したか。</p> <p>-3 受入れについて、元請と調整し了解を得たか。</p> <p>送出し教育の実施</p> <p>-1 工事概要、元請の注意事項、作業内容、指揮系統、現場のルール等について指導したか。</p>	
<p>(3) 現場教育の実施</p> <p>新規入場者教育の実施</p> <p>-1 当該現場の工事概要、危険箇所、作業内容、安全対策等基本的事項について指導したか。</p> <p>作業時の指導</p> <p>-1 新入技能者には、危険作業を絶対に避け、簡単な作業をさせながら指導しているか。</p> <p>-2 作業着手前に手順等を示し、作業中は監督し不安全行動を是正し、作業終了後に改善の指導をしているか。</p> <p>-3 新入技能者の作業・行動に対する元請からの指示には、適切かつ迅速に対応しているか。</p>	

2-2 総合建設会社が受入れについて留意すべき内容

ポイント

・専門工事会社に対して、現場教育は「安全第一」で行うように、監督・指示すること。

総合建設会社(元請)としても、専門工事会社から申し出られた新入技能者の受入れについて、その意義や重要性を考慮し、および工事状況等が許すかぎり、できるだけ協力することが望ましい。

しかし、新入技能者は、安全意識や技能が低く、基本的な技能も持たないことから被災する機会が多いため、安全確保が重要な課題となっている。このため、専門工事会社に対して、現場入場に先立ち、事前教育、送出し教育を行うように求め、その成果を現場に入る前に判断して受入れの可否を判断し、受入れ後の現場教育についても適切に指示を行っていくことが必要であるが、それらを通じて「安全第一」で行うよう監督し指示することが最も重要な認識として求められる。

2-2-1 受入れに関する検討・指示

ポイント

1. 適切な施工体制になっているかを確認することが必要。
2. 事前教育の実施状況、送出し教育や現場教育の計画及び工事状況を踏まえ新入技能者の安全や教育効果について検討し、新入技能者の受入れの可否を判断する。
3. 現場教育において、安全上の問題が懸念される場合には、改善等の指示をすることが必要。

(1) 施工体制の確認

元請は、専門工事会社から提出される作業員名簿により、作業員の保有資格や経過年数、および新入技能者の有無を確認し、当該専門工事について適切な施工体制となっているかどうかを確認することが必要である。

(2) 事前教育の実施状況や現場教育等の計画の確認・調整

現状では、専門工事会社は新入技能者を含む(1)で述べた作業員の名簿は提出しているが、新入技能者の現場教育に関する具体的な作業内容や指導體制等について、元請(受入先)に連絡、相談している場合はむしろ少ないのが現状ではないかとみられる。

しかし、現場教育が当該現場において安全に行われることは、元請にとっても当然求められることである。また、その現場教育の効果が上がるのであれば、今後の当該専門工事会社との協力の機会に生きることにもなる。このような認識のもと、専門工事会社に対し次の事項について確認し、安全上懸念される事項については、明確に指摘し、調整を図るべきである。

- ・事前教育の実施状況
- ・送出し教育の計画内容
- ・現場教育の計画(現場教育の対象となる作業内容、指導體制、安全対策、期待できる教育効果)

事前教育の実施状況が不十分である場合には、その実施を要請し、実施を受入れ検討の条件とすることも考えられる。また、現場入場前の「送出し教育」の適切な実施も現場への受入れの条件とすべきものであり、元請として明確に実施を要請し、あらかじめその計画内容の確認をすべきである。

(3) 受入れの検討、承諾

専門工事会社の新入技能者の受入れについて、その意義や重要性を考慮すると、できるだけ協力することが望ましい。そこで、(2)での確認内容及び調整内容を検討し、新入技能者の安全について再度考慮して、新入技能者を受入れるか否かを決定し通知する。

当該現場が、工期が厳しい工事、難しい作業が要求されている工事、多数の工種が錯綜して行われている工事など、新入技能者にとって著しく危険であったり、危険を招きかねない要因が多い場合には、入場時期をずらす、あるいは他の現場の検討を提案するなどして、新入技能者の入場の実現に協力することが望まれる。

(4) 現場教育等の計画への改善指示

新入技能者の受入れを承諾した後、現場入場前に行う送出し教育や現場教育の計画内容について、安全上の問題や教育効果等について懸念される具体的事項がないか精査し、それがあ場合は、適切に改善するように指示することが必要である。

特に、現場教育の計画に対して、以下の点について十分確認し必要な改善指示を行う。

a) 作業内容

- ・危険な作業は絶対に避け、簡単な作業をさせながらの指導であること。
- ・作業着手前に正しい作業手順とその作業内容に係る安全上の留意点が指導されること。

b) 指導体制・指導方法

- ・指導担当者が、作業や安全について熟知している技能者（職長、作業主任者等）であること。
- ・新入技能者の作業や行動を常に監督でき必要な指示を与えられ、不安全行動を直ちに是正させることができる指導体制であること。

2-2-2 現場教育に際する指示

ポイント

1. 新入技能者の作業や行動および指導體制について、安全上の問題があるかどうか、随時注意喚起し、元請自らも確認すること。
2. 安全上の問題がある場合には、直ちに指導担当者に対して改善等の適切な対応を行うように指示すること。

まず、新規入場者教育に対しては、専門工事会社に元請として必要な協力を積極的に行うべきであり、教育の内容となる当該現場の工事等についての資料や情報を提供し、また新規入場者教育のための十分な場所を計画的に確保して提供しなければならない。

新入技能者の現場教育時の安全を確保することは、当該専門工事会社のみならず、元請をはじめすべての工事関係者にとって大変重要なことである。

そこで、現場での作業中の教育の実施に際しては、次の事項を行うことが必要である。

- a) 定例打合せや随時の打合せ等において、当該専門工事会社に対して、安全に十分留意して現場教育の指導をするよう繰り返し注意喚起及び指示をする。
- b) 元請としての日常の施工管理や安全パトロールにおいて、新入技能者の作業や行動及び指導體制について常に重点項目と認識し、安全上の問題があるかどうかについて、随時確認する。
- c) 他の専門工事会社に対しても、職長会のパトロール等において随時新入技能者の作業や行動および指導體制について安全上の問題があるかどうかについて確認するように要請する。
- d) 以上の結果、安全上の問題がある場合には、直ちに当該専門工事会社の指導担当者(職長、作業主任者)または責任者(主任技術者等)に対して、改善等の適切な対応を行うように指示する。

総合建設会社における受入れのためのチェックリスト

チェック項目	確認欄
<p>(1) 受入れに関する検討・指示</p> <p>(1)-1 専門工事会社から提出された作業員名簿に基づき、適正な施工体制となっているか、また新入技能者はいるかを確認したか。</p> <p>(1)-2 新入技能者に対する事前教育の実施状況について確認したか。不十分な場合は、十分な実施を要請したか。</p> <p>(1)-3 新入技能者に対する「送出し教育」の計画内容について確認したか。</p> <p>(1)-4 現場教育における作業内容、指導体制、安全対策について確認したか。また、安全上懸念される事項について指摘し調整を図ったか。</p> <p>(1)-5 (1)-1～(1)-4 を十分検討して、新入技能者の受入の可否について判断したか。</p> <p>(1)-6 受入れ承諾後、「送出し教育」や現場教育の計画内容を精査したか。懸念される点について改善の指示をしたか。</p>	
<p>(2) 現場教育に際する指示</p> <p>(2)-1 新入技能者の作業や行動が、安全上問題がないかを随時注意喚起し、元請自体も確認しているか。</p> <p>(2)-2 安全上の問題がある場合には、直ちに指導担当者に対して改善等の適切な対応を行うように指示しているか。</p>	

第 部 「インターンシップ実習生の建設現場への円滑な入場」のための取組方法

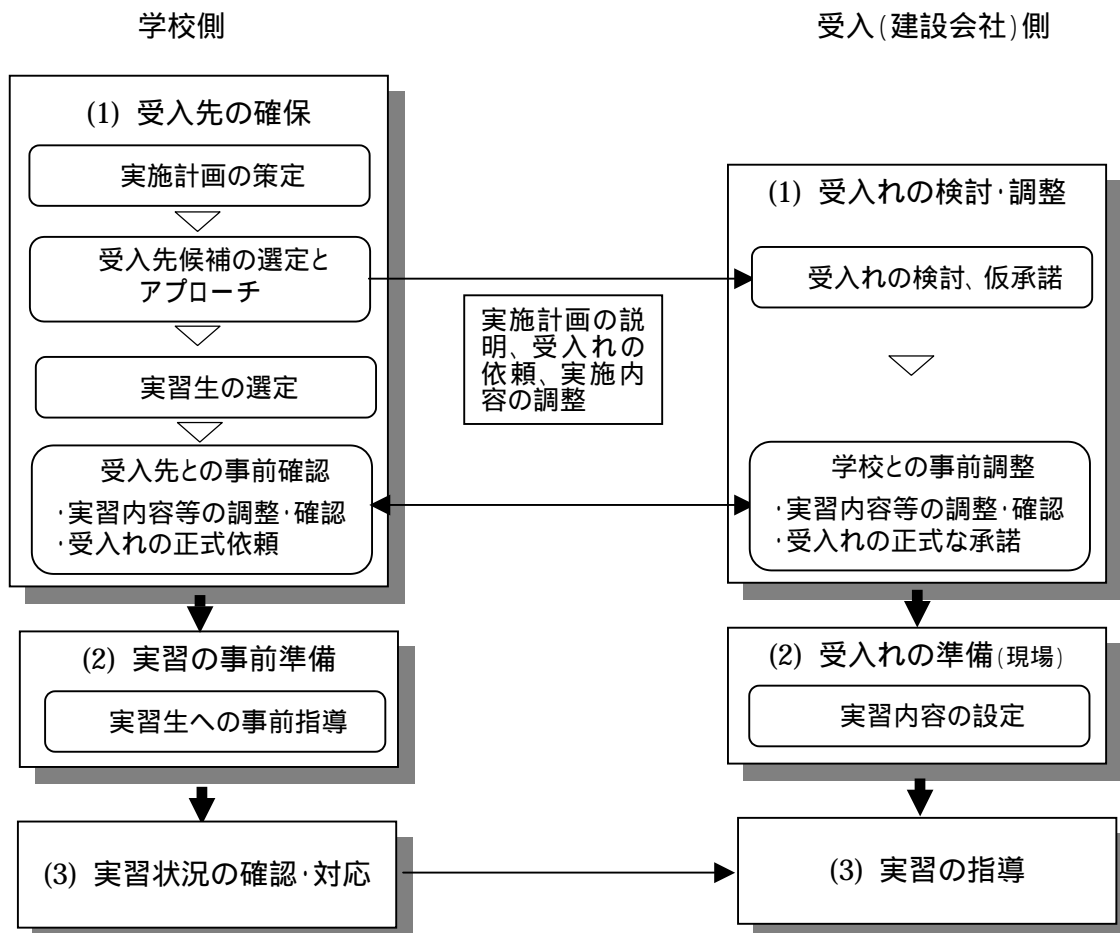
1. インターンシップ実習生の建設現場入場に関する主な取組

建設現場でのインターンシップは、実習生(学生、生徒)の学習意欲の喚起や建設業に対する理解の促進、高い職業意識の育成のために重要である。各建設会社は、従来、インターンシップの意義や重要性を考慮して、その受入れに協力してきた。

しかし、近年、実習生の学習態度や服装等が不適切であり、安全意識の低さから実習中の安全が懸念されるとの報告例が少なくない。また、建設業の経営環境が厳しくなる中で、実習内容の設定、様々なリスクへの対応をはじめ、建設会社に相当の時間と手間そして費用的な負担がかかることから、建設現場での受入れが難しいと回答せざるを得ない状況がかなりみられるようになってきている。

そこで、今後、インターンシップの実習生が建設現場に円滑に受入れられ、実習が安全に行われるようにするためには、学校および建設会社がそれぞれ次のような取組を行うことが必要と考えられる(図-2)。

図-2 インターンシップ実習生の建設現場入場に関する取組のフロー



1-1 学校における派遣のための主な取組

学校(工業高校、大学等)において、インターンシップが建設現場に円滑に受け入れられ、実習が安全かつ効果的に行われるためには、次のことを行うことが必要である。

また、一般的な認識の問題として、近年建設会社が厳しい経営環境にあることから、学校側として、受け入れる建設会社への負担をできるだけ軽減するように工夫、配慮することが現実問題として、不可欠である。 [内容 p.25]

(1) 受け入れ先の確保

実施計画の策定

インターンシップが円滑に受け入れられ、安全かつ効果的に実施できるようにするため、実習の時期・期間、対象者、実習内容・方法、リスク(事故、機密漏洩)への対応、費用負担、事前指導、スケジュール等について具体的な計画を策定する。

[内容 p.26]

受け入れ先候補の選定とアプローチ

インターンシップの実習内容・時期を踏まえ、協力が得られる受け入れ先候補(建設会社)を選定する。次いで、受け入れ先候補に対し実施計画について説明し、受け入れ先候補からの要望について対応を調整しつつ、受け入れについて依頼する。 [内容 p.32]

実習生の選定

アプローチした建設会社から受け入れの仮承諾が得られた段階で、実習を希望する生徒・学生のうち、日頃の学習意欲や態度および実習に対する希望を考慮して、派遣する実習生を選定する。 [内容 p.35]

受け入れ先との事前調整

受け入れ先との間で、実習内容と時期、費用負担、リスクへの対応等実施計画の内容について最終的に調整・確認し、受け入れの正式な承諾を依頼する。 [内容 p.36]

(2) 実習の事前準備

実習生への事前指導

実習の効果を高め、また事故やトラブルを予防するため、実習の内容、実習に対する心構え、現場業務の基礎知識、安全上の留意点、ビジネス・マナーの基礎知識について指導する。事前指導が不十分なため、実習生の安全意識の低さや学習態度の不適切さが、受け入れ先で事故やトラブルの原因になることもあることを踏まえて、指導することが必要である。 [内容 p.38]

(3) 実習状況の確認・対応

実習中は、学校側から受入先の指導担当者や実習生と連絡をとり、実習状況を確認するとともに、事故やトラブルが発生しないように実習生への指導を続ける。

また、受入先または実習生から安全上もしくは指導上懸念される事項を知らされたり、実習に関する要望や要請があった場合は、迅速かつ適切に対応する。

実習終了後は、実習生から実習報告をさせるとともに、受入先から実習全体や個々の実習生に対する評価や意見を提出してもらい、今後の実施計画策定の参考とする。

[内容 p.41]

1-2 建設会社における受入れのための主な取組

建設会社として、学校から申し出られたインターンシップの受入れについては、その意義や重要性を考慮し、および工事状況等が許す限り、できるだけ協力することが望ましい。

インターンシップの受入れに当たって、安全で効果的な実習が行われるように、実施計画について学校側との調整を十分行うとともに、懸念事項については適切な対応を要請することが必要である。また、受入側にとって過度の負担になる事項については、負担の軽減を学校側に要請することが望ましい。

[内容 p.43]

建設会社においては、インターンシップを受入れる際に、次の取組を行うことが必要である。

(1) 受入れの検討・調整

受入れの検討、仮承諾

学校から説明されたインターンシップの実施計画を確認する。さらに、自社の建設現場の状況を踏まえ、実習生の安全や教育効果について確認・検討し、その結果に基づきインターンシップの現場受入れについてその基本的な可否について判断する。

また、実施計画について懸念される事項がある場合は、あらかじめ改善等の適切な対応を要請することが必要である。

[内容 p.44]

学校との事前調整

実習生の受入について仮承諾をした後、学校との間で実習内容と時期、費用負担、リスクへの対応、事前指導等の実施計画に定めた内容について、最終的に調整・確認する。その結果を踏まえ、再度実習生の安全や教育効果について検討し、実習生の受入について正式に承諾するかどうかを判断する。

[内容 p.53]

(2) 受入れの準備

実習内容の設定

指導担当者は、学校が作成したインターンシップの実施計画およびその後の調整結果を踏まえ、実習を行う現場の工事状況、施工体制、指導体制、実習生の安全、教育効果、現場への負担等を考慮して、実習内容について具体的に設定する。

[内容 p.55]

(3) 実習の指導

実習では、事前に設定した実習内容に基づき、実習生の実習状況や反応を考慮しながら、安全確保に十分留意して指導する。実習生の態度や服装について懸念される事項がある場合は、直ちに実習生や学校に対して適切な対応を要請する。

実習終了後は、今後の実習計画策の参考になるように、実習について評価や意見を学校側に提出することが望まれる。

[内容 p.56]

2. インターンシップ実習生の建設現場入場について留意すべき内容

2-1 学校(工業高校、大学等)が派遣について留意すべき内容

ポイント

・円滑な受入れのためには、受入企業の負担をできるだけ軽減するように配慮する。

従来、各建設会社は、インターンシップの建設現場への受入について、その意義や重要性を考慮して、できるだけ協力をしてきたところである。しかし、近年、建設現場として、以下のような理由により、インターンシップの現場への受入れに消極的にならざるを得ないと
の意見や報告が少なからず出ている。

建設会社では、事故が発生した際には工事の中断や指名停止(注参照)などのリスクを負いながらインターンシップを受入れている。しかし、実習生の学習意欲や安全意識が低く、指導担当者に対する態度や服装も不適切な例が相当あるため、実習中の安全が懸念される。

近年、建設投資の大幅な縮小から建設業の経営環境は大変厳しくなっており、各建設会社とも職員の削減や経費節減が求められているなかで、実習内容の設定や安全への対応、現場での指導、実習に伴う資機材費用など、受入企業に相当の時間と手間、そして費用的な負担がかかる。

建設会社の中には、インターンシップの受入れを新規採用活動の一環としてとらえ積極的に取組んできたところも多かったが、近年の建設工事の減少で採用の余地が減り、建設会社側の実際上のメリットがあまり感じられなくなってきた。

したがって、今後、現場でのインターンシップが円滑に受入れられ、また安全かつ効果的な実習が行われるようにするために、受入企業の負担をできるだけ軽減することができるよう、学校側としてできる努力を行っていくなどの配慮をすることが望まれる。

(注) 指名停止とは、特定の建設会社に対し、公共工事への入札の参加を一定期間できなくする制裁措置をいう。現場で人身事故などの重大な労働災害を起こした場合にも適用されることが多い。

2-1-1 受入先の確保

(1) 実施計画の策定

ポイント

・学校側が実施計画を策定する場合、受入企業への負担も考慮しつつ、教育効果の上がる実習内容・方法、様々な現場でのリスクへの対応、学校側での費用負担、事前指導等について工夫、配慮していく。

建設現場では、前述のとおり、インターンシップの受入れについて、かなりの負担を感じている。この点も考慮しつつ、実施計画を策定していく。その際、特に次の項目について、工夫、配慮することが必要である。

現場側の費用も含めた費用対効果を踏まえた教育効果の上がる実習内容と実習方法

安全教育をはじめとした基本的事項を十分カバーする事前指導

現場でのリスクへの対応(傷害保険や損害賠償保険の加入、建設会社の秘密の漏洩防止策など)

実習に伴う費用の学校側での負担

実施計画の策定項目の一例を次に示す。

インターンシップの実施計画の策定項目(例)

・実習時期・期間	・受入先との事前調整
・受入先候補の選定方法	・実習生への事前指導
・受入先へのアプローチ方法	・実習状況の確認
・実習内容と実習方法	・不測の事態への対応
・実習中のリスク(事故、秘密漏洩)への対応	・実習生による実習の報告
・実習に伴う費用負担	・実習後の指導
・実習生の選定	・スケジュール

これらの項目のうち、主な項目について以下に説明する。

a) 実習内容と実習方法

ポイント

・実習の目的からして不可欠な事項を具体的に明らかにすることが必要。

本来、インターンシップは、学校と受入企業が連携しつつも、学校の主体的取組として行われるのが基本であり、基本的な実習内容と実習方法については学校で実施可能なものを検討することが望ましい。

しかし、現状では、建設現場での実習内容については、受入先に任せている場合がほとんどである。そのため、受入企業の指導担当者は、学校の大まかな要望を受けただけで白紙の状態から実習内容を設定している場合が多く、かなりの負担となっている。また、学校が考えている目的や実習内容とミスマッチになることも懸念される。

したがって、受入先に過度な負担をかけずに、学校の考えている目的に添って実習が行われるようにするためには、学校が実習の目的からして不可欠な事項を、できるだけ具体的に明らかにすることが必要である。

さらに、実習内容については、学校と受入側の指導担当者がお互いに共通認識が持てるように、例えば、実習のタイプやそのタイプごとの指導内容・方法について、以下のように整理・設定し、そのなかで実施を希望するもの(一つ、あるいは組合せ)を明確にすることが考えられる。

受入先候補への説明や調整においては、これらを具体的に提示し、調整することが望まれる。

実習のタイプと指導内容・方法(例)

実習のタイプ	指導内容・方法の具体例
現場の雰囲気を感じ取る	特定のカリキュラムは作成せず、日常業務のなかで、指導担当者と一緒に行動し、現場の雰囲気を感じさせる。例えば、次のような内容が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・日常業務の中で、指導担当者が現場に出る時は一緒に行き、現場の様子を見せる。 ・それ以外は、作業所内で図面作成等の机上作業を指導する。
現場業務全般を概略理解し、実際の現場作業を見学する	事前にカリキュラムを作成し、指導する。例えば、次のような内容が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・現場業務全般について概要を説明する。 ・指導担当者と一緒に現場に出て、いくつかの工種の作業や施工管理の状況を見せて、説明する。 ・図面作成等の机上作業を指導する。 ・朝礼や作業所内打合せに出席する。
簡単な業務を体験する	現場での簡単な業務を体験することをカリキュラムに取り入れ、指導する。例えば、次のような内容が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・測量作業の補助作業を行う。 ・生コンクリートのスランプ試験等の現地試験に立ち会う。 ・資材の検収作業を行う。

b) 実習中のリスク(事故、秘密漏洩)への対応

ポイント

実習中のリスクに対する予防策として、次のことが必要。

- ・安全対策等基本的事項についての事前教育の実施
- ・保険（傷害保険、損害賠償保険）への加入
- ・守秘義務への適切な対応
- ・不測事態対応の体制整備

i) リスクの種類

実習中に発生が想定されるリスクとしては、次に示すように、「学生が被災する事故」、「実習生の行為による損害」、「実習生による機密の漏洩」が挙げられる。

リスクの分類

リスク1 学生が被災する事故	実習生が実習中や通勤中に被災する事故 ・通勤中の交通事故 ・現場作業実習中の事故 ・オフィス内での転倒 等
リスク2 実習生の行為による損害	実習生が受入先の機器等に損害を与えたり、商取引の妨害となる場合 ・機器・備品等の破損 ・商売上の損失 等
リスク3 実習生による機密の漏洩	受入先で知り得た社内秘等を社外に漏洩する ・建設工事の設計や施工法等に関する情報 ・技術開発に関する情報 ・人事情報 等

（「インターンシップ・ガイドブック」（文部省、平成12年2月25日）をもとに作成）

実習生の故意・重過失(与えられた注意事項を無視した等)による実習生のケガ等は、当初の負担者が誰であれ、本来実習生本人に求償されるべきものである。また、重大な事故が発生した場合には、受入れている建設工事の中断、さらに建設会社全体の指名停止、社会的信用の失墜など、企業に多大な損害を与える可能性も考えられる。

したがって、これらのことを、実習生本人に対して、事前に十分理解させることが必要である。

<ワンポイント アドバイス>

責任の所在を明確にするために、学校および実習生と、受入先の間で誓約書等を作成することや実習生の保護者の承諾書を学校へ提出させることが考えられる。

ii) 対応策

事前の予防策

事前の予防策として、次のことが考えられる。

- ・学校側が安全対策をはじめとした基本的な事項を十分にカバーする事前教育を行う。
- ・実習生全員について、保険(傷害保険、損害賠償保険)に加入させる。
- ・実習生の守秘義務については、受入企業と十分に事前調整し、守秘義務の重要性和違反した場合の損害の大きさ等を実習生に理解させておくなど適切な対応を行う。
- ・不測の事態に対応できる体制として、受入企業・学校・実習生の保護者との間の連絡体制などを整備する。

これらの具体的な内容について、受入先と実習前に調整し、適切な予防策を実施することが必要である。

利用できる保険の概要

現状では、実習生の入学時やインターンシップ実施前に、傷害保険や損害賠償保険をかけている場合が多い。また、一部の受入企業では、さらに企業が保険をかけている例もみられる。

インターンシップ関連の保険等制度・商品として、関係団体や保険会社が提供しているものがあるので、保険の内容を確認し事前に必ず加入させることが重要である。

また、実習生の保険加入状況については、学校側から受入先に事前に説明することが必要である。

インターンシップ関連の保険等制度・商品(例)

保険の種類	保険の制度・商品(例)	運営機関等
傷害保険、 損害賠償保険	災害共済給付制度	(独)日本スポーツ振興センター (旧 日本体育・学校保険センター共済)
	学生総合保険	保険会社各社(インターンシップを含む、 学校生活全般が対象)
傷害保険	学生教育研究災害傷害保険 (「学研災」)	独立行政法人日本学生支援機構
	傷害保険	保険会社各社
損害賠償保険	個人賠償責任保険	保険会社各社
施設賠償責任保険	施設賠償責任保険	保険会社各社
受入企業が実習生 に掛ける保険	インターンシップ総合保険	保険会社各社 (傷害保険、損害賠償保険)

適用される保険について、一般に、次表のとおり、実習が雇用とみなされる場合と、みなされない場合により異なる。雇用とみなされる場合とは、受入企業と実習生が雇用契約を締結している場合、または、雇用契約を締結していなくとも実習生が実態上労働者とみなされる場合である。

雇用とみなされる場合	通常の企業等の活動と同様に、国による労災保険（労災）が適用される。（建設現場での労災保険は元請会社が一括加入するケースが多いが、学校側もその加入の確認を行っておくべきである。）
雇用とみなされない場合	傷害保険、損害賠償保険等に対応する。

機密漏洩の具体的な対応策

学校側は、実習生に対して、民間の建設会社の秘密に関しても、機密漏洩は重大な犯罪であり、受入企業に多大な損害を与えることを十分に説明する必要がある。その上で、インターンシップの受入れは、実習生が守秘義務を果たすことが条件で行われているものであるため、必ず守秘義務を果たすように指導する。

現状のインターンシップでは、守秘義務については、口頭で説明しているケースが多いと思われるものの、「守秘義務を明示した誓約書」に署名、捺印させているところもあり、知的所有権重視の流れ等を反映して、今後、文書での約束を求める会社が増えることも予想されるので、学校側の理解が望まれる。

不測事態対応の体制整備

インターンシップの実習は、学外での活動であり、また、学校が休業期間中に行う場合もあることから、学校側としても事故等の不測事態が発生した場合や受入企業から実習生に対してクレーム等がなされた場合、迅速に対応できるように、受入企業・学校・実習生の保護者との間の連絡が緊急かつ確実に取れる体制を整備しておく必要がある。特に、夏季休暇中等においては、学校や担当教員に常時連絡ができる体制を特別に整備することが必要である。

c) 実習に伴う費用の負担

ポイント

実習に伴う費用のうちの一部は、できるだけ学校や実習生が、次のように対応することが望ましい。

- ・ 交通費や昼食代、宿泊費を負担する。
- ・ 作業服や安全靴は持参する。
- ・ 報酬（アルバイト料）の支給は要望しない。

インターンシップの実習に伴う費用の中で、受入先企業に負担を求めるのではなく学校側が負担するのが自然と考えられるものには、次の項目が挙げられる。

- ・ 自宅から現場までの交通費
- ・ 昼食代
- ・ 宿泊費
- ・ 作業服、ヘルメット、安全靴

これらの費用のうち、かなりの部分は、受入企業側で負担しているのが現状である。その他、報酬(アルバイト料)を支給している例もある。しかしながら、その負担はあくまで受入企業の厚意であり、新規採用活動の一環といった意味がない限り、受入企業に直接のメリットはないものである。また、このような費用負担は、近年の厳しい経営環境の中コスト縮減を迫られ、かつ、少ない職員で現場業務を行っている建設現場にとっては相当な負担である。そして、それらが、受入れに協力してもらえない大きな原因の一つになってきており、悪循環となりかねない。

したがって、今後長く安定的に実習に協力してもらうために、できるだけ学校や実習生において次のようにすることが望ましい。

- ・ 交通費や昼食代、宿泊費は、学校や学生が負担する。
- ・ 作業服や安全靴は、持参する。
- ・ 報酬(アルバイト料)の支給は、要望しない。

(2) 受入先候補の選定とアプローチ

a) 受入先候補の選定

ポイント

・受入先候補については、従来の総合建設会社への派遣に加え、専門工事会社への派遣や外部の教育訓練施設の活用も含めて、実施計画を考慮して適切なところを選定する。

インターンシップにおいて、実施する学校にとって受入先の確保が最も難しく、かつ重要な課題といわれている。

まず、受入先候補としては、次のところが可能性が高いものとして挙げられるであろう。

- ・受入実績のある建設会社
- ・卒業生が勤務している建設会社
- ・教員の人的ネットワークのある建設会社
- ・建設業団体を通して紹介された建設会社
- ・外部の実習生受入れの実績がある教育訓練施設、等

また、最近、総合建設会社のほか、専門工事会社においても、相当の企業規模を有し、すでにインターンシップを受入れているところや、今後受入を考えている会社がある。専門工事会社は、一般に、建設技能労働者を多く雇用し、技能者の研修の色合いが強くなるが、現場を短期間知る目的の実習であれば、総合建設会社の場合とさほど変わらない。専門工事会社へのアプローチの一つの方法としては、各専門工事業団体に対し、受入れに積極的な企業について問合せすることが考えられる。

その他、建設会社の現場での実習に代わるものとしては、外部の教育訓練施設の活用も挙げることができる。実際の建設現場では、実習のため施工を遅らせることはできず、業務の参加は限られたものにならざるを得ないが、教育訓練施設では、技能実習も落ちついて安全にできる。ただし、現場の雰囲気体験という目的のためには、労働安全対策などを現場と同様に実践している教育訓練施設を選ぶ必要があると考えられる。

<ワンポイント アドバイス>

「富士教育訓練センター」(職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会；静岡県富士市)では、各工業学校の要望に応じて、インターンシップ向けに、現場見学や朝礼、安全衛生教育等の講習(2泊3日程度)を組み講習を行っており、これまで複数の工業高校が活用している。

富士教育訓練センターの訓練コース(例)(再掲)

コース	概 要		定員	期間	修了・特典等
各種研修コース	初級～ 上級	新入技能者研修から企業経営トップセミナーまで、あらゆる形態の宿泊研修に対応	5名以上 /回		
土木施工管理基礎	初心者	将来の現場管理者を育成するため土木工事の概論、図面の見方、積算、施工計画、測量、建設機械及び、安全管理等について基本的な技術、技能を修得させる。	20名/ 回	2ヶ月	* 車両系建設機械 * 小型移動式クレーン * 玉掛け 低圧電気取扱
建築施工管理基礎		将来の現場管理者を育成するため建築工事の概論、設計図、積算、施工計画、測量、仮設工事、躯体工事及び安全管理について基本的な技術、技能を修得させる。	10名/ 回	2ヶ月	* 小型移動式クレーン * 玉掛け 低圧電気取扱
構造物施工管理基礎		将来の土木構造物現場管理者を育成するため、施工管理・図面の見方・鉄筋・型枠・コンクリート・仮設等について基礎的な技術を修得する。	10名/ 回	1ヶ月	* 小型移動式クレーン * 玉掛け

『注』 * ...技能講習 ...特別教育

住所： 〒418-0101 静岡県富士宮市根原 492-8

TEL 0544-52-0968 FAX 0544-52-1336

URL : <http://www.fuji-kkc.ac.jp>

この他の教育訓練施設の研修コースの内容については、(財)建設業振興基金のホームページ「ヨイケンセツ ドットコム」の中に「建設技能教育訓練施設データベース」があり、16年度分も更新されているので検索することができる。

(URL : <http://www.yoi-kensetsu.com/skillededucation/>)

b) 実施計画の説明と受入依頼

ポイント

・受入先候補に対し実施計画について説明し、受入先候補の要望について対応を調整しつつ、受入れを承諾してもらうように依頼する。

次に選定した受入先候補の建設会社に学校側からアプローチすることとなるが、その際インターンシップの実施計画を説明することとなる。ポイントは、次に挙げるような実施計画項目が中心となる。

- ・実習内容と実習方法
- ・リスク(事故、秘密漏洩)への対応
- ・実習に伴う費用負担
- ・事前指導の内容

また、実施計画をはじめとした関係事項について受入先候補から要望がある場合は、できるだけ対応する方向で調整することが期待される。

(3) 実習生の選定

ポイント

・実習生については、学習意欲や日頃の学習態度等を考慮して選定することが望まれる。

アプローチした建設会社から受入れの仮承諾が得られた段階で、実習を希望する生徒・学生から派遣する実習生を選定することとなる。

近年、インターンシップを受入れた企業からは、前述のとおり、実習生の学習意欲や安全意識が低く、指導担当者への態度や服装が適当でないこと等が指摘されている。現場の側からすれば、特に安全面で問題がある実習生が一人いるだけで指導担当者の手間と気遣いは相当なものとなり、また、他の実習生への指導も十分に行いにくくなる。

実習に派遣する際には、このような指摘を踏まえ、日頃の学習意欲や態度等を考慮して、クラス全員を送ることを容易に決めるのではなく、派遣する生徒や学生を選定することが望ましい。あるいは、事前指導において十分指導することで、このような問題が起きないようにすることが望まれる。

<ワンポイント アドバイス>

ある工業高校では、日頃の学習態度等を考慮して、受入先に迷惑がかかることが懸念される生徒は、派遣しないようにしている。

また、他の工業高校では、企業からの厳しい指摘を踏まえ、生徒に対して徹底的に指導した結果、生徒の態度や服装等が改善され、受入れが円滑に行われている。

現場所長からの一言

- ・質問が少なく消極的である。もっと積極的に対応してほしい。
- ・「何でも学ぼう」、「何でも体験したい」など積極的な姿勢や目的意識をもつことが大事である。そのような姿勢で臨めば、現場の職員や職長は、忙しくても親切に指導、教育してくれる。「実習をさせてもらおう」という姿勢で、対応することが必要である。
- ・単位を取るためだけに実習するというような消極的な姿勢では、あまり指導も得られず、安全上も問題である。
- ・安全面にもっと関心をもって対応してほしい。
- ・服装が乱れたり、ヘルメットをかぶらない、安全靴をきちんと履かない、実習中に携帯電話で電話するなど、ビジネス・マナーが守られていない。そのため、基本的なマナーを身に付けることが必要である。

(4) 受入先との事前調整

ポイント

・実習内容と時期、リスクへの対応、費用負担、事前指導等について最終的に調整・確認するとともに、受入れの正式な承諾を得ることが必要。

実習生の受入について仮承諾をしてもらっている受入先の建設会社(通常は建設工事の現場事務所など)との間で、実習内容と時期、リスクへの対応、費用負担、事前指導等の実施計画に定めた内容について、最終的に調整・確認することが必要である。

その上で、実習生の受入についての正式な承諾を得ることとなるが、正式な承諾に至るまでに合意した調整・確認事項については、書面の形で確認することが望ましい。

書面で記載する確認事項として、以下に示す項目が一例として考えられる。

- ・実習生の氏名、学校名、学科、連絡先
- ・実習生の勤務条件
- ・実習内容
- ・実習の監督者
- ・事故災害または問題発生時の対応
- ・実習生の義務
- ・受入企業の義務
- ・実習に伴う費用負担

また、確認文書の形式としては、実施要領、契約書、誓約書、覚書などがみられる。誓約書の例を次に示すが、具体的な記述内容については個々の前提条件も異なるので、受入企業と学校の両者が調整して定めることが重要である。さらに、学校側から実習生及びその保護者に確認文書の内容と必要性をよく説明することが必要になる。

誓約書(例)

誓 約 書

平成〇〇年〇月〇日

御中

私は、インターンシップへ参加するにあたり、御社の規定並びに指示を遵守し、実習に専念いたします。

なお、実習期間中に入手した社内情報の守秘義務につきましても守ることを誓います。

高校(大学) 学科(学部)
氏 名 _____ 印

(注) これらの誓約書(例)は、あくまで一つの例である。
具体的な記述内容については、受入企業と学校が調整して、定めることが重要である。

平成〇〇年〇月〇日

殿

高校(大学) 学科(学部)
氏 名: _____ 印

誓 約 書

この度、私は、貴社でインターンシップ実習生として実習することとなりました。
実習にあたり、以下の事項を厳守して誠実に実習を行うことを誓います。

記

- ・就業規則、その他の諸規則を固く守ります。
- ・貴社の機密や重要事項については、実習期間中および終了後とも、守秘義務を守ります。
- ・貴社の実習担当責任者の指導、指示に従います。
- ・貴社の職場秩序を守り、実習生として品位品格を損なうことはしません。
- ・無断で欠勤、遅刻、早退はしません。やむをえない場合は必ず指導担当者に連絡します。
- ・業務の都合上、実習内容や日時等の変更がある場合にも、これに従います。
- ・故意、あるいは重大な過失により貴社に損害を与えた場合は、その責任を負います。
- ・実習に入る前に、傷害保険と個人賠償責任保険に加入します。

以上

2-1-2 実習の事前準備

(1) 実習生への事前指導

ポイント

・実習内容、実習に対する心構え、安全上の留意点、ビジネス・マナー等について指導することが必要。

実習が安全かつ効果的に行われ、所期の目的を達成するためには、事前指導をしっかり行うことが必要である。事前指導が不十分なため、実習生の安全意識が低かったり、学習態度が不適切だったりして、このことが受入先で事故やトラブルの原因となり得ることも踏まえて、指導することが必要である。

一般的な指導内容として、次の項目が挙げられる。

- | | |
|----------------|-----------|
| ・実習の目的 | ・安全上の留意点 |
| ・実習時期・期間 | ・ビジネス・マナー |
| ・実習内容 | ・実習の報告 |
| ・実習に対する姿勢・心構え | ・持参品 |
| ・建設業や現場業務の基礎知識 | ・注意事項 |
- 等

このほか、受入先と相談して、指導事項を追加することが望ましい。
これらの項目のうち、特に重要な項目について以下で説明する。

a) 実習に対する姿勢・心構え

受入企業からは、実習に対する姿勢について、単に単位を取るためといった、仕方がないから、あるいは義務を果たすといった気持ちではなく、積極的かつ真摯な態度で臨むことが必要であることが指摘されている。インターンシップの趣旨からしても当然のことといえる。

したがって、実習に対する基本的な姿勢として、実習生に対し、次のことを指導することが望ましい。

- ・実習の目的やテーマを十分認識して臨むこと。
- ・実習に積極的な姿勢で臨むこと。質問をして、多くのことを吸収すること。
- ・会社側は忙しい中で善意で受入れてくれているのであり、「実習させてもらう」、「指導してもらう」という真摯な態度で対応すること。
- ・建設現場は実社会であり、学校のような社会への準備の場ではないこと。

b) ビジネス・マナー

実習に対して指導担当者をはじめ現場の職員等から協力を得るためには、次のような基本的なビジネス・マナーについて、事前に十分指導することが必要である。

- ・作業服・ヘルメット・安全靴・安全帯等をきちんと着用すること。このことは、自分のためだけでなく、現場全体が処罰されたり社会から批判されないために不可欠であること。
- ・指導担当者の説明・指示・指導をきちんと聞き、それに従って対応すること。
- ・就業規則を守ること。現場は実社会であり、守らなければ法令で処罰されかねないこと。
- ・元気よく挨拶をすること。現場にコミュニケーションは不可欠であり、挨拶はその一歩であること。

c) 現場業務の基礎知識と安全上の留意点

現場業務や安全衛生に関する基本的な留意点について指導することが必要である。指導項目としては、例えば、次の項目が考えられる。

現場業務

- ・当該現場で建設されている建築物や構築物の概要とその用途
- ・現段階での大まかな工程と現場内で行われている主な作業の内容
- ・現場の施工体制(元請業者、専門工事会社、各労働者、資材業者等の役割・関係)
- ・施工管理業務の内容(工程管理、品質管理、安全管理、コスト管理等)

安全衛生

- ・作業服、ヘルメット、安全靴、安全帯をきちんと着用すること。
- ・作業前に現場のルール、安全上の注意点等基本的事項について、指導を必ず受けること。
- ・作業にあたっては、指導担当者の指示に従い、安全に留意すること。
- ・現場の基本的なルールを必ず守ること。
- ・作業内容を十分に理解し、周囲の安全を確認しながら作業にあたること。
- ・作業中に疑問や分からないことがあったら、作業をすぐに中断し、担当者に相談すること。

d) まとめ

以上で述べた点については、次の例に示すように、わかりやすくまとめて説明すると、実習生が理解しやすいと考えられる。

実習生が留意すべき基本的事項(例)

(1)基本的な姿勢・態度

実習に対して積極的な姿勢で臨むこと。
指導担当者や職場の人に対しては真摯な態度で接すること。
指導担当者や職員の説明・指示・指導をきちんと聞くとともに、それに従って対応すること。

(2)服装について

現場事務所等へは、不快感を与えない服装を着用し通勤すること。
実習中は、実習服または作業服をきちんと着用すること。

(3)交通安全

交通ルールを守り、安全に留意すること。
初日に遅刻しないよう、あらかじめ事業所等の所在地を確認するなど余裕を持って行動すること。

(4)実習中の安全

現場に出るときは、作業服、ヘルメット、安全靴、安全帯をきちんと着用すること。
最初に、現場状況や現場のルール、安全上の注意点等基本的事項について、指導担当者等から指導を必ず受けること。
作業にあたっては、指導担当者の指示に従い、安全に留意すること。
現場の基本的なルールを必ず守ること。
作業中に疑問や分からないことがあったら、作業をすぐに中断し、担当者に相談すること。
故意または不注意により事業所等に損害を与えないよう、真剣な態度で作業すること。
作業内容を十分に理解し、周囲の安全を確認しながら作業にあたること。

(5)実習中の態度

毎朝、現場に入る時は、元気良く挨拶すること。
勤務時間を守ること。
昼食・休憩は決められた時間・場所でとること。また、事業所内の機械や材料等にみだりに触れないこと。
1日の実習終了時には実習場所等を整理整頓し、関係者に挨拶して退社すること。

(6)その他

やむを得ない欠席や、交通渋滞等により遅刻となる場合は、実習先及び学校に連絡すること。
実習中に事故があった際は、担当者の指示をあおぎ、速やかに学校に連絡すること。
実習中は規則正しい生活をし、体調不良等で実習先に迷惑をかけないこと。

2-1-3 実習状況の確認・対応

ポイント

1. 実習中は、受入企業と実習生に連絡を取り実習状況を確認する。実習生の態度や服装など安全もしくは指導上懸念される事項を知らされたら、迅速かつ適切に対応する。
2. 実習終了後は、実習生に報告をさせ、受入先から評価を聞くことが重要。

(1) 実習中の受入企業への連絡と実習生への指導

実習中、学校側が実習生を受入企業に全面的に任せてしまい、実習状況等について確認の連絡をしない場合が少なくないのが残念ながら現状である。

しかし、安全で効果的な実習を行っていくとともに、受入先への予定外の負担やトラブルを予防するため、学校側から受入企業及び実習生に定期的に連絡して実習状況を確認するとともに、受入先や実習生が抱えている課題があるかどうかを把握し、必要な場合は迅速かつ適切に解決するように対応することが望まれる。

(2) 不測事態対応の体制の立上げ・維持

実習中は、事故等の不測事態の発生や受入先からのクレーム等に迅速に対応できるように体制を整備しておくことが必要である。実施計画の中で不測事態対応の体制整備(2-1-1(1)b)を立案しているはずであるが、実際にその体制を立ち上げて維持しなければならない。特に、夏季休暇中等においては、学校や担当教員に常時連絡ができる体制を整備することに特に留意が必要と考えられる。

(3) 実習終了後の報告受領と評価

実習終了後は、遅滞なく実習生から実習報告をさせることが望ましい。さらに受入先の企業に訪問するなどして、実習全体と個々の実習生に対する評価や意見を提出してもらい、今後の実施計画の策定の重要な参考とすべきである。

実習受入れの継続と実習の改善には、このような受入企業や実習生からのフィードバックへの適切な対応が大切であり、やり放しの状況は避けるべきである。

学校における派遣のためのチェックリスト

チェック項目	確認欄
(1) 受入先の確保	
実施計画の策定	
-1 受入企業への負担も考慮しつつ、教育効果の上がる実習内容・方法、様々な現場でのリスクへの対応、学校側での費用負担、事前指導等の計画内容について工夫、配慮したか。	
-2 実習内容について、実習の目的からして不可欠な事項を具体的に明らかにしたか。	
-3 実習中のリスクの対応策として、事前教育、保険への加入、守秘義務への適切な対応、不測事態対応の体制整備について具体的に明らかにしたか。	
受入先候補の選定とアプローチ	
-1 受入先候補については、従来の総合建設会社への派遣に加え、専門工事会社への派遣や外部の教育訓練施設の活用も含めて、実施計画を考慮して選定したか。	
-2 受入先候補に対し実施計画について説明し、受入先候補からの要望について調整しつつ、受入れを承諾してもらうよう依頼したか。	
実習生の選定	
-1 学習意欲や日頃の学習態度等を考慮して選定するか、あるいは、受入先で安全面で問題が起きないように派遣前に十分指導したか。	
受入先との事前調整	
-1 実習内容と時期、リスクへの対応、費用負担、事前指導等の実施計画に定めた内容について、最終的に調整・確認したか。	
-2 受入れについて、建設会社から正式な承諾を得られたか。	
-3 正式な承諾に至るまでに合意した調整・確認事項について、書面で確認したか。	
(2) 実習の事前準備	
実習生への事前指導	
-1 実習内容、実習に対する心構え、安全上の留意点、ビジネス・マナー等について指導したか。	
(3) 実習状況の確認・対応	
(3)-1 実習中、受入企業と実習生に定期的に連絡をとり、実習状況を確認しているか。	
(3)-2 実習生の態度や服装など安全もしくは指導上懸念される事項を知らされた場合、迅速かつ適切に対応しているか。	
(3)-3 不測事態対応の体制を立上げ、維持しているか	
(3)-4 実習終了後は、実習生に報告させるとともに、受入企業から実習全体や個々の実習生に対する評価を聞き、今後の実施計画の策定の重要な参考に行っているか。	

2-2 建設会社が受入れについて留意すべき内容

ポイント

1. 安全で効果的な実習が行われるように、実施計画内容について学校側と十分調整し、安全もしくは指導上懸念される事項については、改善等の適切な対応を要請する。
2. 受入側にとって過度の負担になる事項については、負担を軽減するように要請する。

建設会社としても、学校から申し出られたインターンシップの受入れについて、その意義や重要性を考慮し、および工事状況等が許す限り、できるだけ協力することが望ましい。

しかし、近年、建設現場として、以下のような理由により、インターンシップの現場への受入れが難しいと回答せざるを得ない状況がみられるようになってきている。

実習生の学習意欲や安全意識が低く、指導担当者に対する態度や服装も不適切な例が相当あるため、実習中の安全が懸念される。

近年、各建設会社では職員の削減や経費節減が求められているなかで、実習内容の設定や安全への対応、現場での指導、実習に伴う資機材費用など、受入企業に相当の時間と手間そして費用的な負担がかかる。

したがって、事前に学校側に対し実施計画内容について十分確認し、安全で効果的な実習ができる計画内容になっているかを検討し、その結果安全もしくは指導上懸念される事項がある場合は適切な対応を求め、それらの結果を判断して受入れの可否を判断するとともに、受入後の実習の指導においても、実習生の態度や服装などについて懸念される事項がある場合には、改善を要請することが必要である。

また、実習内容や安全への対応、現場での指導、実習に伴う資機材費用などに関する受入側の負担において過度な負担となる事項がある場合は、その負担を軽減するように学校側に要請し、調整することが望まれる。

2-2-1 受入れの検討・調整

(1) 受入れの検討、仮承諾

ポイント

1. インターンシップの実施計画や自社の建設現場の状況を踏まえ、実習生の安全や教育効果について検討し、インターンシップの受入れの基本的な可否を判断する。
2. 実施計画について、安全および指導上懸念される事項がある場合には、改善等を要請することが必要。

a) インターンシップの実施計画の確認・調整

建設会社は、学校側からインターンシップの受入れについてアプローチがあった場合、まず、その実施計画について十分説明を受け、その内容を確認することが必要である。実施計画の項目の一例を次に示す。

実施計画の項目（例）

- | | |
|-----------------------|--------------|
| ・実習時期・期間 | ・実習生への事前指導 |
| ・実習内容と実習方法 | ・実習状況の確認 |
| ・実習中のリスク(事故、秘密漏洩)への対応 | ・不測の事態への対応 |
| ・実習に伴う費用負担 | ・実習生による実習の報告 |
| ・実習生の選定 | ・実習後の指導 |
| ・受入先との事前調整 | ・スケジュール |

これらのうち、特に次の重要な項目については、確認、調整することが必要である。

- ・実習内容と実習方法
- ・実習中のリスク(事故、秘密漏洩)への対応
- ・実習に伴う費用負担
- ・事前指導の内容

また、これらの項目をはじめとした関係項目について安全あるいは指導上懸念される場合には、その対応について学校側と調整を図るべきである。また、安全あるいは指導上実施が不可欠な事項については、その実施を受入れ検討の条件とすることも考えられる。

上記の項目のうち、主な項目について以下に説明する。

実習内容と実習方法

ポイント

・学校側に、実習の目的からして不可欠な事項を具体的に明らかにしてもらい、十分調整することが必要。

現状では、建設現場での実習内容については、受入先に任せている場合がほとんどである。そのため、受入側の指導担当者は、学校の大まかな要望を受けるだけで白紙の状態から実習内容を設定している場合が多く、かなりの負担となっている。また、学校が考えている目的や実習内容とミスマッチになることも懸念される。

したがって、適切な実習内容を設定するためには、学校が実習の目的からして不可欠な事項を、できるだけ具体的に提示するように、学校側に要望することが望ましい。

さらに、実習内容については、学校と受入側の指導担当者がお互いに共通認識が持てるように、例えば、実習のタイプやそのタイプごとの指導内容・方法について、以下のように整理・設定し、そのなかで実施を希望するもの(一つ、あるいは組合せ)を学校側に明らかにしてもらい確認・調整することが考えられる。

実習のタイプと指導内容・方法(例)(再掲)

実習のタイプ	指導内容・方法の具体例
現場の雰囲気を感じ取る	特定のカリキュラムは作成せず、日常業務のなかで、指導担当者と一緒に行動し、現場の雰囲気を感じさせる。例えば、次のような内容が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・日常業務の中で、指導担当者が現場に出る時は一緒に行き、現場の様子を見せる。 ・それ以外、作業所内で図面作成等の机上作業を指導する。
現場業務全般を概略理解し、実際の現場作業を見学する	事前にカリキュラムを作成し、指導する。例えば、次のような内容が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・現場業務全般について概要を説明する。 ・指導担当者と一緒に現場に出て、いくつかの工種の作業や施工管理の状況を見せ、説明する。 ・図面作成等の机上作業を指導する。 ・朝礼や作業所内打合せに出席する。
簡単な業務を体験する	現場での簡単な業務を体験することをカリキュラムに取り入れ、指導する。例えば、次のような内容が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・測量作業の補助作業を行う。 ・生コンクリートのスランプ試験等の現地試験に立ち会う。 ・資材の検収業務を行う。

実習のリスクへの対応

ポイント

実習中のリスクに対する予防策として、次のことを行うように学校側に要請することが必要。

- ・安全対策等基本的事項についての事前教育の実施
- ・保険（傷害保険、損害賠償保険）への加入
- ・守秘義務への適切な対応
- ・不測事態対応の体制整備

）リスクの種類

実習中に発生が想定されるリスクとしては、次に示すように、「学生が被災する事故」、「実習生の行為による損害」、「実習生による機密の漏洩」が挙げられる。

リスクの分類(再掲)

リスク1 学生が被災する事故	実習生が実習中や通勤中に被災する事故 ・通勤中の交通事故 ・現場作業実習中の事故 ・オフィス内での転倒 等
リスク2 実習生の行為による損害	実習生が受入先の機器等に損害を与えたり、商取引の妨害となる場合 ・機器・備品等の破損 ・商売上の損失 等
リスク3 実習生による機密の漏洩	受入先で知り得た社内秘等を社外に漏洩する ・建設工事の設計や施工法等に関する情報 ・技術開発に関する情報 ・人事情報 等

（「インターンシップ・ガイドブック」（文部省、平成12年2月25日）をもとに作成）

実習生の故意・重過失（与えられた注意事項を無視した等）による実習生のケガ等は、当初の負担者が誰であれ、本来実習生本人に求償されるべきものである。また、重大な事故が発生した場合には、受入れている建設工事の中断、さらに建設会社全体の指名停止、社会的信用の失墜など、企業に多大な損害を与える可能性も考えられる。

したがって、学校側に対して、これらのことを、実習生本人に対して事前に十分理解させるように要請することが必要である。

<ワンポイント アドバイス>

責任の所在を明確にするために、学校および実習生と、受入先の間で誓約書等を作成することや実習生の保護者の承諾書を学校へ提出させることが考えられる。

) 対応策

事前の予防策

事前の予防策として、次のことが考えられる。

- ・学校側が安全対策をはじめとした基本的な事項を十分にカバーする事前教育を行う。
- ・実習生全員について、保険(傷害保険、損害賠償保険)に加入させる。
- ・実習生の守秘義務については、受入企業と十分に事前調整し、守秘義務の重要性と違反した場合の損害の大きさ等を実習生に理解させておくなど適切な対応を行う。
- ・不測の事態に対応できる体制として、受入企業・学校・実習生の保護者との間の連絡体制などを整備する。

これらの具体的な内容について、学校と実習前に調整し、適切な予防策を実施するように要請することが必要である。

利用できる保険の概要

現状では、実習生の入学時やインターンシップ実施前に、傷害保険や損害賠償保険をかけている場合が多い。また、一部の受入企業では、さらに企業が保険をかけている例もみられる。

インターンシップ関連の保険等制度・商品として、関係団体や保険会社が提供しているものがあるので、保険の内容を確認し事前に必ず加入させることが重要である。

したがって、事前に学校側に対し実習生の保険加入状況について説明を求め、その状況を確認し、加入していない場合は実習前に加入させるように要請することが必要である。

インターンシップ関連の保険等制度・商品(例)(再掲)

保険の種類	保険の制度・商品(例)	運営機関等
傷害保険、 損害賠償保険	災害共済給付制度	(独)日本スポーツ振興センター (旧 日本体育・学校保険センター共済)
	学生総合保険	保険会社各社(インターンシップを含む、 学校生活全般が対象)
傷害保険	学生教育研究災害傷害保険 (「学研災」)	独立行政法人日本学生支援機構
	傷害保険	保険会社各社
損害賠償保険	個人賠償責任保険	保険会社各社
施設賠償責任保険	施設賠償責任保険	保険会社各社
受入企業が実習生 に掛ける保険	インターンシップ総合保険	保険会社各社 (傷害保険、損害賠償保険)

適用される保険について、一般に、次表のとおり、実習が雇用とみなされる場合と、みなされない場合により異なる。雇用とみなされる場合とは、受入企業と実習生が雇用契約を締結している場合、または、雇用契約を締結していなくとも実習生が実態上労働者とみなされる場合である。

雇用とみなされる場合	通常の企業等の活動と同様に、国による労災保険(労災)が適用される。(建設現場での労災保険は元請会社が一括加入するケースが多いが、学校側にその加入状況を説明することが望まれる。)
雇用とみなされない場合	傷害保険、賠償責任保険等に対応する。

機密漏洩の具体的な対応策

学校側に対して、実習生への事前指導において、次のことを行うように要請することが必要である。

- ・民間の建設会社の秘密に関しても、機密漏洩は重大な犯罪であり、受入企業に多大な損害を与えることを十分に説明すること。
- ・その上で、インターンシップの受入れは、実習生が守秘義務を果たすことが条件で行われているものであるため、必ず守秘義務を果たすように指導すること。

現状のインターンシップでは、守秘義務については、口頭で説明しているケースが多いと思われるものの、「守秘義務を明示した誓約書」に署名、捺印させているところもあり、知的所有権重視の流れ等を反映して、今後、文書での約束を求める会社が増えることも予想されるので、学校側に理解してもらうことが大切である。

また、現場側としても、実習生に対して何が機密であるかを具体例で現場で示すとともに、実習の期間、漏洩対策をできるだけ講じておくことが望まれる。例えば、漏洩対策として、秘密事項に関する書類を所定の場所に厳重に保管しておくことや、秘密事項に関連する電子ファイルについては関係者以外はアクセスできないようにパスワードを設定することなどが考えられる。

不測事態対応の体制整備

インターンシップの実習は、学外での活動であり、また、学校が休業期間中に行う場合もあることから、事故等の不測事態が発生した場合や受入企業から実習生に対してクレーム等がなされた場合、学校側が迅速に対応できるように、以下のような対応を学校に対して要請することが必要である。

- ・受入企業・学校・実習生の保護者との間の連絡が緊急かつ確実に取れる体制を整備すること。
- ・特に、夏季休暇中等においては、学校や担当教員に常時連絡ができる体制を特別に整備すること。

実習に伴う費用の負担

ポイント

- ・実習に伴う費用の負担について、受入側にとって過度な負担となるものや不合理な点については、負担を軽減するなどの対応を学校側に対して要請することが望ましい。

インターンシップの実習に伴う費用の中で、受入先企業に負担を求めるとは学校側が負担するのが自然と考えられるものには、次の項目が挙げられる。

- ・自宅から現場までの交通費
- ・昼食代
- ・宿泊費
- ・作業服、ヘルメット、安全靴

これらの費用のうち、かなりの部分は、受入企業側で負担しているのが現状である。その他、報酬(アルバイト料)を支給している例もある。

しかしながら、建設会社では、最近の厳しい経営環境の中コスト縮減を迫られ、かつ少ない職員で現場業務を行なっている建設現場にとっては、実習生を受入れた上、実習に伴う費用まで負担することは抵抗感があり、また実際困難な場合があると考えられる。

したがって、実習に伴う費用の負担について学校側から依頼があっても、受入側にとって過度な負担となるものや不合理な点については、厳しい現場運営の中で実習生を受入れていること説明し、そして遠慮なく負担を軽減するなどの対応を学校側に要請するほうが最終的には良い結果につながると考えられる。

実習生への事前指導

ポイント

・実習生に対し、実習内容、実習に対する心構え、安全上の留意点、ビジネス・マナー等について指導するように、学校側に対して要請することが必要。

実習が安全かつ効果的に行われ、所期の目的を達成するためには、学校側が実習生に対して事前指導をしっかりと行うことが必要である。事前指導が不十分なため、実習生の安全意識が低かったり、学習態度が不適切だったりして、このことが受入先で事故やトラブルの原因となり得ることも踏まえて、指導することが必要である。

一般的な指導内容として、次の項目が挙げられる。

- | | |
|----------------|-----------|
| ・実習の目的 | ・安全上の留意点 |
| ・実習期間 | ・ビジネス・マナー |
| ・実習内容 | ・実習の報告 |
| ・実習に対する姿勢・心構え | ・持参品 |
| ・建設業や現場業務の基礎知識 | ・注意事項 |
- 等

このうち、特に重要な項目として、実習に対する姿勢・心構え、ビジネス・マナー、現場業務の基礎知識と安全上の留意点が考えられる(具体的な内容は 2-1-2(1)参照)。

したがって、学校側に対して、事前指導の重要性を踏まえ、実習に対する姿勢・心構え、ビジネス・マナー、現場業務の基礎知識と安全上の留意点等について事前に十分指導するように、要請することが必要である。

<ワンポイント アドバイス>

実習生の実習に対する姿勢・心構えやビジネス・マナー、安全意識等について懸念される事項がある場合は、実習前に学校側に適切な指導を要請することが望ましい。

ある学校では、以前、実習生の態度や服装が悪いことが受入企業から強く指摘されたが、学校が厳しく指導した結果、最近では実習生の態度や服装がかなり改善され、受入れが円滑に行われるようになった。

b) 受入れ可能な建設現場の選定

インターンシップの実施計画を確認、調整した結果、受入れの可能性がある程度あると判断した場合、次に、社内の建設現場の中から、実施計画や工事内容、工程・工期、施工体制、指導体制、実習生の安全、教育効果、現場への負担などを考慮し、実習生の受入れが可能な建設現場があるかどうかを検討し、適切な現場を選定することが必要である。すなわち、

- ・ 工事内容が実習生にとって危険すぎることはないか。
 - ・ 工事内容が、実習内容や実習方法に適しているか。
 - ・ 工程が、実習生の受入れに困難な時期ではないか。
 - ・ 実習の指導担当者を設けた場合、現場業務全体に大きな支障となることはないか。
 - ・ 突貫工事や遅れ気味で竣工間近の工事など、工期に余裕がなく、若干でも遅れが生じると深刻な状況にならないか。
- など。

また、実習生が女性の場合、トイレや更衣室等への配慮が必要となる。

c) 受入れの可否の検討、仮承諾

インターンシップの受入れについて、その意義や重要性を考慮すると、できるだけ協力することが望ましい。そこで、a)での確認内容及び調整内容、ならびにb)で選定した受入れ可能な建設現場を検討し、実習生の安全や教育効果、現場への負担について再度考慮して、インターンシップを基本的に受入れるか否かを決定し通知する。

d) 実施計画に関する要請

インターンシップの受入れを仮承諾した後、実習前に事前指導や実習の計画内容について、安全上の問題や教育効果等について懸念される具体的事項がないか精査し、それがあつ場合は、適切に対応するように要請することが必要である。

(2) 学校との事前調整

ポイント

・実習内容と時期、リスクへの対応、費用負担、事前指導等の実施計画の内容について最終的に調整・確認するとともに、現場の状況や実習生の安全、教育効果を再度検討し、受入れについて正式に承諾するか判断することが必要。

学校との間で実習内容と時期、リスクへの対応、費用負担、事前指導等の実施計画に
定めた内容について、最終的に調整・確認することが必要である。

その上で、それらの結果を踏まえ、現場の状況や実習生の安全、教育効果を再度検
討し、実習生の受入について正式に承諾するかどうかを判断する。

次に、正式に受入れを承諾した場合、それまでに合意した調整・確認事項について
は、書面の形で確認することが望ましい。

書面で記載する確認事項として、以下に示す項目が一例として考えられる。

- ・実習生の氏名、学校名、学科、連絡先
- ・実習生の勤務条件
- ・実習内容
- ・実習の監督者
- ・事故災害または問題発生時の対応
- ・実習生の義務
- ・受入企業の義務
- ・実習に伴う費用負担

また、確認文書の形式としては、実施要領、契約書、誓約書、覚書などがみられる。誓
約書の例を次に示すが、具体的な記述内容については個々の前提条件も異なるので、
受入企業と学校の両者が調整して定めることが重要である。さらに、学校側から実習生
及びその保護者に確認文書の内容と必要性をよく説明するように、学校側に要請するこ
とが必要である。

誓約書(例)(再掲)

<p style="text-align: center;">誓 約 書</p> <p style="text-align: right;">平成〇〇年〇月〇日</p> <p style="text-align: center;">御中</p> <p>私は、インターンシップへ参加するにあたり、御社の規定並びに指示を遵守し、実習に専念いたします。</p> <p>なお、実習期間中に入手した社内情報の守秘義務につきましても守ることを誓います。</p> <p style="text-align: right;">高校(大学) 学科(学部) 氏 名 _____ 印</p>	<p style="text-align: right;">平成〇〇年〇月〇日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">高校(大学) 学科(学部) 氏 名: _____ 印</p> <p style="text-align: center;">誓 約 書</p> <p>この度、私は、貴社でインターンシップ実習生として実習することとなりました。</p> <p>実習にあたり、以下の事項を厳守して誠実に実習を行うことを誓います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ul style="list-style-type: none">・就業規則、その他の諸規則を固く守ります。・貴社の機密や重要事項については、実習期間中および終了後とも、守秘義務を守ります。・貴社の実習担当責任者の指導、指示に従います。・貴社の職場秩序を守り、実習生として品位品格を損なうことはしません。・無断で欠勤、遅刻、早退はしません。やむをえない場合は必ず指導担当者に連絡します。・業務の都合上、実習内容や日時等の変更がある場合にも、これに従います。・故意、あるいは重大な過失により貴社に損害を与えた場合は、その責任を負います。・実習に入る前に、傷害保険と個人賠償責任保険に加入します。 <p style="text-align: right;">以上</p>
--	---

(注) これらの誓約書(例)は、あくまで一つの例である。
具体的な記述内容については、受入企業と学校が調整して、定めることが重要である。

2-2-2 受入れの準備

(1) 実習内容の設定

ポイント

・実施計画や学校との事前調整結果を踏まえ、工事状況、工事体制・指導体制、実習生の安全、教育効果、現場への負担等を考慮して、実習内容を設定することが必要。

建設現場での実習内容については、前述したように、受入企業に任せている場合がほとんどである。そのため、受入企業（通常は建設工事の現場事務所）の指導担当者は、学校の大まかな要望を受けるだけで白紙の状態から実習内容を設定している場合が多く、かなりの負担となっている。また、学校が考えている目的や実習内容とミスマッチになることも懸念される。

したがって、学校側からインターンシップの実施計画について最初に説明を受け調整している段階(2-2-1(1))や学校側との事前調整(2-2-1(2))の際に、実習内容について十分調整することが必要である。そして、実施計画や学校側との調整結果を踏まえ、工事状況や施工体制、指導体制、実習生の安全、教育効果、現場への負担等を考慮して、実習内容について具体的に設定することが必要である。

<ワンポイント アドバイス>

実習内容の設定に当っては、学校が考えている目的や実習内容とミスマッチにならないように留意することが必要である。

そのためには、学校との事前の調整において、学校が考えている実習の目的からして不可欠な事項をできるだけ具体的に提示するよう要請することが望まれる。

また、実習内容についてお互いに共通認識を持てるように、(2-2-1(1))に示したように、実習のタイプとそのタイプごとの指導内容・方法を学校側から例示してもらい、調整することが考えられる。

2-2-3 実習の指導

ポイント

1. 実習中、安全確保に十分留意して指導する。
2. 実習生の態度や服装など安全もしくは指導上懸念される事項がある場合は、直ちに実習生及び学校に対して改善等の適切な対応を要請することが必要。
3. 実習終了後は、実習について評価や意見を学校側に提出することが望まれる。

(1) 実習生への指導

実習生に対しては学校側が行う事前指導において、実習に対する姿勢・心構え、ビジネス・マナー、現場業務の基礎知識や安全上の留意点について指導しているはずであるが、十分理解していないことがどうしても多い。そのため、実習を指導するにあたって、指導担当者は、このような状況を踏まえ、安全確保に留意して、次のことを行うことが必要である。

- a) まず、現場業務や実習内容、安全衛生に関する基本的な事項について指導することが必要である。例えば、次の項目が考えられる。

現場業務

- ・建設している建築物や構築物の概要とその用途
- ・現段階での大まかな工程と現場内で行われている主な作業の内容
- ・現場の施工体制(元請業者、専門工事会社、各労働者、資材業者等の役割・関係)
- ・施工管理業務の内容(工程管理、品質管理、安全管理、コスト管理等)

実習内容

- ・実習に対する姿勢・心構え
- ・具体的な実習内容、実習方法
- ・スケジュール
- ・実習上の注意事項

安全衛生

- ・現場内の危険箇所や立入禁止区域
- ・安全対策
- ・安全上の留意点

作業所の規律

- b) 次に、事前に設定した実習内容に基づき、実習生の実習状況や反応を考慮しながら、安全確保に十分留意して指導することが必要である。

(2) 安全・指導上の懸念事項に対する改善等の要請

実習中、学校側が実習生を受入企業に全面的に任せてしまい、実習状況等について確認の連絡をしない場合が少なくないのが残念ながら現状である。

しかし、安全で効果的な実習を行っていくとともに、受入企業への予定外の負担やトラブルを予防するためには、安全もしくは指導上懸念される事項が認められた場合は、直ちに実習生及び学校に対して改善等の適切な対応を要請することが必要である。

(3) 学校側の不測事態対応の体制整備の確認

実習中は、事故等の不測事態の発生や受入企業からのクレーム等に迅速に対応できるように、受入企業・学校・実習生の保護者との間の連絡が緊急かつ確実に取れる体制を整備しておくことが必要である。学校側では実施計画の中で不測事態の体制整備を立案しているはずであるが、実際にその体制を立ち上げて維持しなければならない。特に、夏季休暇中等においては、学校や担当教員に常時連絡ができる体制を整備することに特に留意が必要と考えられる。

したがって、実習中は、学校側が不測事態対応の体制を立上げ維持していることを随時確認しておくことが必要である。

(4) 実習の評価

今後とも、実習受入れが継続され安全で効果的な実習が行われるためには、学校側が今後の実施計画を策定する際に、実習生の実習報告とともに、受入企業の実習に関する評価や意見を重要な参考とするべきである。

したがって、実習終了後、受入企業は、実習全体と個々の実習生について評価や意見を学校側に提出することが望まれる。

総合建設会社における受入れのためのチェックリスト

チェック項目	確認欄
<p>(1) 受入れの検討・調整</p> <p>受入れの検討、仮承諾</p> <p>-1 インターンシップの実習時期・期間、実習内容と実習方法、実習中のリスクへの対応、実習に伴う費用負担、事前指導等の実施計画について学校側から説明を受け、確認したか。</p> <p>-2 実施計画の内容やそれらについて安全もしくは指導上懸念される事項について、その対応を学校と調整したか。</p> <p>-3 実施計画や各現場の工事内容、工程・工期、施工体制、指導体制、実習生の安全、教育効果、現場への負担などを考慮して、受入れ可能な建設現場を選定したか。</p> <p>-4 -1～ -3を十分検討し、インターンシップの受入れの基本的な可否について判断したか。</p> <p>-5 受入れの仮承諾後、実施計画の内容を精査したか。懸念される点について適切な対応を要請したか。</p> <p>学校との事前調整</p> <p>-1 実習内容・方法、リスクへの対応、費用負担、事前指導等の実施計画の内容について、最終的に調整・確認したか。</p> <p>-2 -1を十分検討し、正式に受入れを承諾するかどうか判断したか。</p> <p>-3 正式な承諾に至るまでに合意した調整・確認事項について、書面で確認したか。</p>	
<p>(2) 受入れの準備</p> <p>実習内容の設定</p> <p>-1 実施計画や工事状況、工事体制・指導体制、実習生の安全、教育効果、現場への負担等を考慮して、実習内容を設定したか。</p>	
<p>(3) 実習の指導</p> <p>(3)-1 最初に、現場業務や実習内容、安全衛生に関する基本的事項について指導したか。</p> <p>(3)-2 事前に設定した実習内容に基づき、安全確保に十分留意して指導しているか。</p> <p>(3)-3 実習生の態度や服装など安全もしくは指導上懸念される事項がある場合、直ちに実習生及び学校に対して改善等適切な対応を要請したか。</p> <p>(3)-4 学校側の不測事態対応の体制の状況を随時確認しているか。</p> <p>(3)-5 実習終了後は、実習全体及び個々の実習生について評価や意見を学校に提出しているか。</p>	

今後、このマニュアル(素案)の内容をより一層充実させていくためには、未経験者の建設現場への受入れに関する調査を積み重ねていくとともに、このマニュアル(素案)に対する様々な意見・要望を参考にしていくことが必要と考えています。

このため、未経験者を建設現場へ受入れられ、その概要をご紹介頂ける方、あるいはこのマニュアル(素案)をお読みになりご意見・ご要望をお持ちの方は、お手数ですが、(財)建設業振興基金までそれらの内容を是非お寄せ下さい。連絡先は以下のとおりです。

(財)建設業振興基金 構造改善センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目2番12号

虎ノ門4丁目MTビル2号館

TEL:03-5473-4572 FAX:03-5473-4580

E-mail : kaizen02@kensetsu-kikin.or.jp